



平成27年1月1日、改正相続税法が施行されました。この改正では基礎控除が大幅に引き下げられるなど、皆さまの生活にも大きな影響が考えられます。私たち、司法書士と税理士は、相続手続（遺産分割、相続放棄、相続登記など）、相続税、贈与税のエキスパートとして、皆さまの疑問にお答えします。この機会に、相続について考えてみませんか？

司法書士・税理士による 相続・贈与**無料**合同相談会

開催日 平成27年11月21日(土)

受付時間 10時～15時

予約不要

相談会場 松本商工会館

601号会議室（受付場所）

（〒390-8503 松本市中央1-23-1）

会場には専用駐車場がございませんので、公共の交通機関をご利用ください。お車でお越しの場合は、近隣の有料駐車場（松本市中央駐車場〔Mウイング北棟〕など）をご利用ください。大変恐縮ですが、駐車料金は各自でご負担願います。

主催 長野県司法書士会・関東信越税理士会松本支部

問い合わせ先 長野県司法書士会総合相談センター（TEL 026-232-7492）